

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件	三三六
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件	三三七
○患者又は疑似患者の発見について届出があつた件	三三八
○指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があつた件	三三九
○道路の区域を変更する件	三四〇
○道路の供用を開始する件	三四一
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件	三三七
○農業振興地域として指定する件の一部を改正する件	三三八
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件	三三九
○土地改良事業の工事の完了について届出があつた件	三四〇
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三四一
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	三四二
福 島 県 企 業 局	
○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	三三七
福 島 県 教 育 委 員 会	
○福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則	三三七

告 示

福島県告示第五百七号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年七月

月二十六日から同年十一月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品白河東店 福島県白河市中田百十番一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）カワチ薬品白河中田店
（変更後）カワチ薬品白河東店
変更した年月日
平成二十五年七月十七日
- 三 届出年月日
平成二十五年七月十七日
- 四 届出をした者
株式会社カワチ薬品

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年七月二十六日から同年八月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
JR郡山市民市場 福島県郡山市燧田百九十五番地
- 二 法第八條第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三條第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となったことの発見について次のとおり届出があつた。
 平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	蜜蜂	患畜	三群	石川郡	平成二十五年七月一七日	自衛殺

(畜産課)

福島県告示第五百十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、小名浜加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤雄平 (水産課)

福島県告示第五百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十五年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道福島 吾妻裏磐 梯線	耶麻郡猪苗代町大字若 宮字吾妻山国有林一九 一林班る二小班地先か ら 同 郡同 町大字若 宮字吾妻山国有林一九 一林班る二小班地先ま で	変更前	変更後	一八・〇 二一・六	二一八・〇 二一八・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十五年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道福島吾妻裏磐梯線	耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山 国有林一九一林班る二小班地先か ら 同 郡同 町大字若宮字吾妻山 国有林一九一林班る二小班地先ま で	平成二十五年七月二六日

(道路計画課)

公 告

公告第二百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月十日
- 二 名称
特定非営利活動法人桑折町共に生きる社会を創る会
- 三 代表者の氏名
高橋 徹
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達郡桑折町大字南半田字二本木二十五番地の十一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に一般企業で就労が困難な様々な障がいがある人たちに、働く場の提供と日常生活に関するサポートを図るため、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や自立生活に必要な支援を行うとともに、障がい者に関する様々な問題についての研修の開催、会報の発行等地域に対する啓発活動を行い、障がいの有

無にかかわらず安心して楽しく生活できる「共生社会」の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三十五号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域として指定する件(昭和四十五年公告第六十六号)の一部を次のように改正する。この改正に係る関係図面を福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

表二本松市の項地域の欄の一を次のように改める。
一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する用途地域として、平成二十五年二本松市告示第百十二号により変更された後の用途地域の区域

(農業担い手課)

公告第二百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
大玉土地改良区

退任した役員	住所
役別 氏名	安達郡大玉村玉井字定場二四二番地
理事 官野 傳	同 郡同 村玉井字前原四九番地六
同 渡邊 泰章	同 郡同 村大山字高屋敷一一〇番地一
同 菊地 傳壽	同 郡同 村玉井字石橋一一五番地
同 渡邊 喜代吉	同 郡同 村玉井字西ノ内一八二番地一
同 武田 富夫	同 郡同 村玉井字西ノ内一八二番地一
同 遠藤 実	本宮市本宮字平井二二二番地一
同 遠藤 一郎	安達郡大玉村玉井字上永峰七七番地二
同 松本 昇	同 郡同 村大山字大橋平一一三番地
同 佐原 徳博	同 郡同 村玉井字反田五五番地
同 國分 隆一	本宮市本宮字赤坂八〇番地六
同 伊藤 正志	安達郡大玉村玉井字壱七六番地
同 渡邊 定和	本宮市本宮字小原田一二九番地一
同 遠藤 清二	安達郡大玉村大山字下谷地七番地

就任した役員

住所

役別 氏名	住所
理事 渡邊 泰章	安達郡大玉村玉井字前原四九番地六
同 武田 富夫	同 郡同 村玉井字西ノ内一八二番地一
同 國分 隆一	本宮市本宮字赤坂八〇番地六
同 遠藤 実	同 市本宮字平井二二二番地一
同 中塚 敏夫	安達郡大玉村玉井字立道三番地四
同 遠藤 勇雄	同 郡同 村玉井字馬喰内一七九番地
同 三浦 巳吉	同 郡同 村大山字大橋平二二番地
同 渡邊 喜代吉	同 郡同 村玉井字石橋一一五番地
同 鈴木 政一	同 郡同 村大山字大坪九一番地
同 鈴木 善彦	同 郡同 村大山字住吉二番地五
同 佐原 徳博	同 郡同 村玉井字反田五五番地
同 渡邊 定和	本宮市本宮字小原田一二九番地一
同 渡邊 雄一	安達郡大玉村大山字北谷地三六番地

(農村計画課)

公告第二百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良事業を行つた者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事の完了年月日
会津宮川土地改良区	安田	農山漁村活性化プロジェクト支	平成二二年八月六日	平成二三年四月二六日
		援交付(事業)(基盤整備)		
	佐賀瀬	農山漁村活性化プロジェクト支	平成二二年九月九日	平成二三年四月二六日
		援交付(事業)(基盤整備)		
	吉田	農山漁村活性化プロジェクト支	平成二二年八月五日	平成二五年三月二七日
		援交付(事業)(基盤整備・農業用排水施設)		

(農村計画課)

公告第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、二本松市から二本松都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、二本松市から二本松都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、二本松市から二本松都市計画土地地区画整理事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年7月26日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県企業局管理規程第6号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(12) 所管換え 同一会計内の固定資産管理権者間において、公用、公共用又は職員公舎の用に供するため固定資産の管理を移すことをいう。

(13) 会計換え 公営企業に係る会計から他の会計に固定資産の管理を移すことをいう。

第8条第1項の表10の項中「譲渡を含む。）」の次に「、会計換え」を加える。

第136条中「その管理に係る固定資産を他の固定資産管理権者の管理の下に移すこと」を「所管換え」に改める。

第136条の次に次の1条を加える。

(会計換え)

第136条の2 固定資産管理権者は、県の事務事業の執行上必要があるときは、管理する固定資産について、会計換えをすることができる。

2 会計換えは、有償とする。ただし、管理者が、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 固定資産管理権者は、第1項の規定によりその管理する固定資産の会計換えをするときは、これを受ける者と協議し、会計換固定資産引継書に当該固定資産に係る関係書類及び関係図面を添えて、引き継がなければならない。

第151条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第136条の2第2項の規定により有償とする場合の価額については、会計換えを決定した時点で分譲がなされている単価により算出される価額によらなければならない。

第230条中第115号を第116号とし、第112号から第114号までを1号ずつ繰り下げ、第111号の次に次の1号を加える。

④ 会計換固定資産引継書

第67号様式の2

第67号様式の次に次の1様式を加える。

第 6 7 号 様 式 の 2 (第 136 条 の 2 、 230 条 関 係)

会 計 換 固 定 資 産 引 継 書

年 月 日

(引 受 者 職 氏 名) 様

引 継 者 職 氏 名 印

下 記 の 固 定 資 産 の 引 継 ぎ を し ま す 。

記

- 1 引継ぎの理由
- 2 固定資産の種目
- 3 固定資産の名称
- 4 固定資産の所在地
- 5 固定資産の地目、構造、規格等
- 6 数量
- 7 会計換えに処す有償価額

年 月 日

(引 継 者 職 氏 名) 様

引 受 者 職 氏 名 印

上 記 の 固 定 資 産 の 引 継 ぎ を 受 け ま し た 。

- 備考
- 1 この引継書は、2通作成し、引継者及び引受者が各1通を保存すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十三号

福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則(平成十七年福島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号及び第六号中「前事業年度における」を「開始日の直前三年の各事業年度の」に改める。

様式第一号中「前事業年度における」を「開始日の直前3年の各事業年度の」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育総務課)